○藤井(比)委員 次に、雇用促進税制の拡充についてお伺いしたいと思います。

経済対策によって景気がよくなっても、企業が内部留保をため込むだけじゃないか、雇用の増大や従業員の所得の向上につながらないんじゃないかという 御批判がよくあります。

内部留保の定義いかんによってこれは違うんですけれども、年次別法人企業統計調査における企業の利益剰余金の推移というのを見ると、平成十三年度の約百六十八兆円から、平成二十三年度の約二百八十二兆円と、十年で百兆円以上の増加が見られる。確かに内部留保はふえておる。まさに、これを雇用の増大や従業員の所得の向上につなげていくことこそが経済の活性化に欠かせないと考えます。

今回、雇用促進税制の拡充というのを行われるんですけれども、これは現行制度でどの程度活用されているのか。雇用者数を前事業年度から一〇%以上増加させることとかを適用条件にしていますので、ちょっと厳しいんじゃないかという気もするんですけれども、実際の活用実績と、それから、今回は税額控除額を拡充するということなんですけれども、その経済的な効果について、政府の見解をよろしくお願いいたします。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

ただいま先生御指摘の雇用促進税制、平成二十三年度の改正で、雇用の拡大を図る観点から、お話しのとおり、雇用者を一〇%以上ふやす等の要件を満たした企業につきまして、増加雇用者一人頭二十万円の税額控除ができるということで創設をいたしたものでございます。

この雇用促進税制、平成二十三年度実績では千三百十三件の適用がございました。本制度の初年度で三月決算法人への適用に限られたというふうなことなどを踏まえれば、一定の効果があったものではないかなということで、もう少し申し上げますと、税額控除額として二十一億円、さらには、単純に一人頭二十万ということで計算をしますと、約一万五百人分の減税額に相当するというふうな実績が上がっておるところでございます。

今般、緊急経済対策の一環として、税額控除額を増加雇用者一人頭二十万か

ら四十万円に引き上げるというふうなことといたしたところでありまして、これによって、別途創設をすることとしております所得拡大促進税制、給与を上げたらこれだけ控除しますよというものですが、これとあわせて、雇用の一層の確保と個人所得の拡大を図って、消費需要の回復を通じた経済成長につなげていきたいと考えておるところでございます。

○藤井(比)委員 ありがとうございます。

先ほど、雇用促進税制にあわせて所得拡大促進税制の創設というものも山口 副大臣からお話しいただきましたけれども、まさに、所得の拡大というのが経 済の活性化に必要だと思われるんですが、今回の所得拡大促進税制、なかなか 諸外国でも見られないような制度ではないかと考えるんですけれども、この制 度創設の意義、また、実際に制度が活用されるのか、経済的な効果について、 政府の御見解を伺います。

○山口副大臣 今般の改正につきましては、給与の支払いを増加させた企業を 優遇する所得拡大促進税制、これを創設するということにしております。

具体的には、個人の所得拡大を図るために、基準年度、平成二十四年度を基準とするということで、これと比較をして給与等支給額が五%以上増加をするなどの要件を満たす場合に、増加額の一〇%を税額控除できるというふうな制度を創設いたすわけでございます。

これによって、雇用促進税制の拡充とあわせて、雇用の一層の確保と個人所得の拡大を図って、消費需要の回復を通じて経済成長につなげていきたいというふうなことでございます。

○藤井(比)委員 ありがとうございます。

このたび、春闘でもすごくすばらしい回答がどんどん続けて出ておるわけで ございますけれども、税制においても、まさに雇用を拡大する、所得を拡大す る、このような税制上の措置が盛り込まれている、このことを認識せねばなら ないというふうに考えております。

次に、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設についてお伺いしたいと思います。

総務省の全国消費実熊調査では、世帯主が六十歳以上の世帯の金融資産残高

は全体の約六〇%、五十歳以上にしたら約八〇%とされています。我が国の家計の金融資産は、日銀の資金循環統計では約千五百兆円とされておりますので、まさに六十歳以上では九百兆円、五十歳以上にしたら千二百兆円もの金融資産が保有されているというふうに理解しております。

まさに、高齢者の皆様が持っておられる金融資産を動かしていく、有効に活用していく、特に、結婚や出産、子育て、教育等でお金が必要な若年世代に移転を行っていく、そのことが消費の拡大や経済の活性化また少子化対策にもつながるんじゃないか、これこそが喫緊の課題ではないかというふうに確信しております。

今回、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が設けられるんですけれども、そういう点で非常に意義あるものと理解はしておるんですが、ただ、現在でも、基礎控除百十万円までの贈与は非課税、また、生活費または教育費に充てられるための贈与は、通常必要と認められるもので、必要な都度、直接これらの用に充てられるのであれば非課税とされています。

したがいまして、今回の改正案のまさに意義と、それから特に経済的な効果 について、麻生財務大臣にお伺いいたしたいと思います。

○山口副大臣 済みません、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

藤井先生おっしゃるとおりで、教育につきましては、授業料とか、複数年にわたり多額の資金が必要です。実は、私も子供が四人おりまして、大学、理系の私立に行きますと、授業料が一人二百万前後必要というふうな実態もあるわけでありますが、こういった教育資金を一括して贈与する場合にも贈与税を非課税としてほしいというふうなニーズが非常に高かったというふうに理解をいたしております。

こうしたことを踏まえまして、今般、経済対策の一環として、二十五年度改 正に盛り込むというふうなことにしたわけでございます。

この制度が広く活用されることによりまして、高齢者の資産の若年世代への 早期移転、あるいは計画的で質の高い教育機会の確保、さらには教育資金の不 安緩和による消費活性化等、そういった効果を期待しておるところでございま す。

こうした政策効果を適切に実現できますように、使い勝手のよい仕組みにす

るということが大変重要だと考えておりまして、利用する際の手続などにつきまして、関係省庁とも連携をして、わかりやすい周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

(中略)

○藤井(比)委員 次に、生産等設備投資促進税制の創設についてお伺いさせていただきたいと思います。

まさに我が国は製造業でもっている国でございまして、我が国経済を再生するために、製造業を中心とする投資に対する、設備投資の拡大、そういった形で経済の底上げを図る、生産設備の更新を通じて産業競争力の強化を図る必要があると考えておりますけれども、まさにこのために生産等設備投資促進税制が創設されると理解しておりますけれども、その意義と経済的な効果についてお聞かせいただければと思います。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

もう御案内のとおり、リーマン・ショック以降、我が国における設備投資というのは大きく減少いたしました。また、長きにわたる設備投資減が、減価償却費を下回りまして、設備の劣化による生産性の低下さえ懸念をされるというふうな状況下にございました。

こうした現状に鑑み、我が国経済を再生させるために、企業の慎重な投資マインドというものを反転させて、設備投資の拡大によって経済の底上げを図るとともに、生産設備の更新を通じて産業競争力の強化を図っていく必要があるというふうなことでございまして、このため、お話しのとおり、生産等設備への投資を一定以上増加させた場合に、新たに取得をした機械装置について、取得価格の三〇%の特別償却または三%の税額控除ができる制度を創設するというふうなことにいたしたところでございます。

なお、従来の政策税制というのは、例えば環境関連設備等のように、特定の 政策目的に沿って対象設備等を限定してきたところでありますけれども、今回 の制度というのは、こうした限定をかけることなく、広く設備投資を促進して、 これによって経済全体の底上げが図られるものと期待をしておるところでござ います。 以上です。

(中略)

○桜内委員 もちろん、景気動向等、成長率の推移等を見ながらとは思うんですけれども、やはり日本を変えていく、強い日本の経済をつくっていくためには、とにかくやるべきことというのは幾らかわかっている部分もあるわけですから、こういった法人税制の改革ですとか、こういったものはしっかりと、我々も提言しますし、また政府としても進めていっていただきたいというふうに考えます。

ちょっと細かい話をいたしますけれども、消費税の税率が上がるに伴って、 逆進性対策と申しますか、複数税率の提案とかもなされております。きょうぜ ひ取り上げたいのは、やはりインボイス制度、インボイス方式の導入について であります。

これまで、税制調査会等に、各種中小関係団体あたりから要望事項も来ております。それとかを拝見しておりますと、これはずっと昔から言われておることではあるんですけれども、インボイス方式に移行した場合に、事務負担が増大するというふうな反対論がたくさんあります。とはいえ、事務負担がどれだけあるのかないのかというのは、既にヨーロッパ諸国等々、大変多くの例もありますし、事務負担というのは、ややきれいごとに過ぎるんじゃないかなと思っております。

やや、げすの勘ぐりではありますけれども、EU諸国でなぜこういった付加価値税制が広まるに至ったかというと、その最大の要因として挙げられておりますのが、やはり売り上げの捕捉をしっかりできる、あるいは、多段階付加価値税ですので付加価値の捕捉がしっかりできる。確かに、課税される側からすれば、課税といっても、これはもちろん最終的に負担するのは最終消費者でありますけれども、途中の段階の小売業者等々、売り上げが完全に把握されるのが嫌だということで、こういった反対論があるのではないのかなというふうに考えております。

日本税理士会連合会がなぜ反対するのか、私は、正直言って、これは本当に 理解しづらいなと思っております。一方で、日本商工会議所ですとか全国商工 会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、これらは政 府税調に提出された資料の中に挙がっておる団体名ですけれども、こういった ところも一様に、インボイス制度、インボイス方式の導入に反対しております。 この辺について、麻生大臣、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○山口副大臣 済みません、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今、先生いろいろ御指摘いただきましたが、当然、インボイスというのは、 複数税率のもとでは事業者が適正に仕入れ税額の計算を行うために必要となる、 お話しのとおりの仕組みでございます。

同時に、この導入につきましても、いろいろと、事務の煩雑化を招くとか、 さまざまな御指摘をいただいておるところでありますけれども、政府としても、 与党における御議論というのを十分に踏まえた上で、三党の話もございます、 十分これは検討を行っていく必要があろうかと考えておるところでございます。

○桜内委員 確かに、三党合意の中で、逆進性対策の一つの例として複数税率というものも挙げられておりますし、複数税率をやる以上はインボイス方式に移行していなければできない。逆に、インボイス方式が嫌だから複数税率をやらないというのも通らない理屈だと思いますので、ぜひ、政府としても、このインボイス方式というのを前向きに、導入に向けて具体的に検討をしていただきたいと思っております。

実際、検討は、今どのような感じで、財務省あるいは政府税調で行われているんでしょうか。

○麻生国務大臣 複数税率、軽減税率、いろいろな表現がありますけれども、 それにはインボイスがなければできぬというのは全くおっしゃるとおりなので、 今、三党で、税調の方々がこのことについて討議をしておられる、その内容の、 どのレベルまで行っているかという内容について、細目知っているわけではご ざいません。

〇桜内委員 直接、複数税率というわけじゃないんですけれども、よく、今の 非課税、先ほどの質疑の中でも取り上げられたようですけれども、消費税の非 課税取引の中で、特に社会政策的配慮から非課税となっているものとして、医 療があります。

医療の場合、御承知のとおり、控除対象外消費税額というのは、どうしても 設備投資が多いものですから、発生して、その償却に年限がかかる等々で、大 変困った困ったという声を私自身もよく聞くことがあります。

これはもう制度設計のあり方だと思うんですけれども、今こうやって非課税にしているからこそこういうことになっているわけであって、仮に、ゼロ税率に変えて仕入れ税額控除の対象額に入れてしまうというようなやり方、あるいは、控除対象外消費税額というものを法人税法上の損金に一括して参入してよろしいというふうな制度に改める、あるいは、今ほど申し上げましたように、ゼロ税率ですとかあるいは軽減税率、複数税率というものを含めて考えたところで、これはインボイス方式を導入した上ですけれども、そこの上でしっかりと仕入れ税額控除を行っていく、こういったやり方もあろうかと思うんですけれども、今後の医療費に関する非課税制度の扱いをどうしていくのか、これについてお尋ねいたします。

○田中政府参考人 先ほども別の先生の御質問にございましたけれども、医療につきましては、福祉も同様でございますけれども、社会政策的配慮ということで、海外の事例、ほとんどがそうでございますが、非課税にしてございます。 非課税ですので、仕入れの税額が控除できないということで、大きな医療機器を購入された場合の消費税負担というのが議論になっております。

ただ、これは、診療報酬でどういう対応をするかというのが基本でございまして、例えば、五千万円の医療機器を購入したときに、消費税部分と本体部分がございますけれども、そもそも、消費税が存在しなくても、五千万円の医療機器をどういうふうに診療報酬上考えるかという問題は存在しているわけでありまして、消費税の部分だけじゃなくて、本体まで含めて医療の診療報酬制度をどう考えるかという問題に波及するわけでございます。

したがいまして、先ほど厚生労働省から御答弁がございましたが、厚生労働 省でそういう診療報酬のあり方を含めて考えるということでございます。

それから、御指摘の中にゼロ税率という話がございましたけれども、これは、いわゆる売り上げにゼロ%の税率を掛けて、それで引き算をするものですから、全てが還付になるということでございます。

確かに、税負担がきれいになくなるという点においては、そのとおりでござ

いますけれども、これは、あらゆる取引において、そのゼロ税率についてどう 考えるかという議論は出てくるわけでございまして、ECにおきましても、ゼロ税率については、この採用をなるべく避けるべきだという判断がなされておりますし、課税ベースの問題だけではなくて、他の取引との関係も含めて、バランスも考えて考える必要があるということで、先ほど申し上げましたが、医療につきましては、税も含めてでございますけれども、診療報酬を中心にした御議論が今後なされていくものだと考えております。

○桜内委員 そんな、既にわかっている官僚答弁は、別に結構です。

私が問いたかったのは、今の制度の中で、診療報酬で対応するというようなやり方がそもそも適切なのか。やはり、これは税の世界の話ですので、しっかりと消費税の仕組みの枠内で今後どう改めていくのかということを問うているわけです。ですので、大臣あるいは副大臣、お願いします。

〇山口副大臣 先ほど、事務方の方からも答弁しましたが、基本的にはそういったいろいろな考え方がある中で、これも先生御案内のとおりで、今、与党間でも協議をしております。また、三党の話し合いの中でも、検討課題として残っておりますので、そこら辺はしっかりと、話は、政治の中で結論を出していきたいと考えております。

○桜内委員 しっかりと政治の側でこれは議論してください。でないと、診療報酬で手当てしてやるとか、あるいは、そのゼロ税率というのはなるべくやらないというのは、これはインボイス方式が導入されていないということが理由であって、役人の方で幾ら議論をしても答えは出ないんですよ。ですので、役人の答えなんかきょうは期待していなかったんですけれども、政治家として、政府として、しっかりとこの辺は検討をお願いしたいというふうに思っております。

そして、消費税につきまして、もう一つ、課税の穴といいますか、これを指摘しておきたいと思います。

今、音楽コンテンツですとか電子書籍であるとか、海外のサーバーなり海外の会社から日本でダウンロードして、それで音楽なりを楽しむ。今、大変、日本の音楽業界、市場が売り上げを縮小したといいましても、それはCDなりか

らそういったダウンロード市場に置きかわっているというふうに言われているわけです。

特に、外国にサーバーがある場合は、基本的に国外取引となりますので、消費税がかからない。一方で、国内事業者が同じようなサービスをしたときに、こっちは国内取引ということになりますので、もちろん消費税が課税されていく。ここのところの不公平といいますか、事業者の側からすると、価格において最初から、今であれば五%、今後は八%なり一〇%という差がついてきて、なかなか、商売上、公平な土俵だととても言いがたいという状況が実際あります。これについてどのように対応していかれるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○麻生国務大臣 これは今に始まった話じゃないので、昔から言われているところではあるんですけれども、御指摘のとおり、この消費税制度では、インターネットを通じたサービスの提供は基本的には国外取引と整理をされていますので、消費税が課されていないところが問題だと言っておられるんだと思うんですが、このような国境を越えた取引がいろいろ行われておりますということは、消費税の課税のあり方に対する検討の際には、経済活動に対する中立性の確保とか、また国内外の事務負担に与える影響とか、適正とか公平とか、いろいろな課税の確保など、すごい幅広い話がいろいろあります。

今後ともこれは検討せねばならぬと言われつつも、どうやって実際捕捉できるのかと言われると、現実問題、捕捉できる技術面からいくと、これは極めて難しいので、インターネットを徹底して監視するのかと言われると、ちょっと、これはなかなか、自由にそういうことができますかねと言われる問題等々、考えねばならぬ問題が幅広くて、税法というものが、今の技術の進歩とか、インフォメーションとコミュニケーションテクノロジーのICTの技術に追いついていないというのが現状で、これは国に限りませんけれども、ほかの国でもほぼ同様な問題をそれぞれ抱えておられると存じます。

○桜内委員 なかなか難しいというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、 私が申し上げたいのは、そういうことによって、国内の同種の事業を行ってい る者が不利な立場に置かれる。これはまさに、私、実際、電子書籍等々を扱っ ていらっしゃる会社の方と話しておりまして、彼なんか本当にもう、海外移転 といいますか、国内の産業の空洞化ですけれども、こんなのであれば、もう外国に本社を移転しようかなというふうなことを、まあ、経営者としては当たり前ですけれども、考えるわけですよ。

そういった意味でいえば、幾つかやり方はあろうかと思います。インターネット取引のコンテンツのダウンロードであるとかに関しては、国内事業者も外国事業者と同様に扱うですとか、いろいろなやり方はあるかと思います。もちろん、それで税収が減るというのは困るなというのはあるかと思うんですけれども。あるいは、これは付加価値税制としていえば、OECDでも検討されているようでして、EU諸国内では幾つか、もちろん、インボイスはありますので、事業者の番号を振っておりますから、そこで調整をするというような対応もとられていると聞きます。

そういった意味では、先ほどから申していますように、しっかりとインボイス制度も導入した上で、課税事業者の番号をちゃんと振って、それに関しては特別な取り扱いをするですとか、あるいは、もういっそのこと、取引高税といいますか売上税的に、日本国内で売り上げがあった分についてはとにかく一定程度は課税するんだというふうな、制度の抜本的な変更というのもあり得ると思うんですけれども、そういった将来の検討の方向性というのを、今どういった形でお考えでしょうか。

〇山口副大臣 消費税につきましては、先ほど大臣からもお話がありましたが、 先生御指摘の、アマゾンとかグーグルとかいろいろの問題を抱えております。 ただ、これは、グローバル化した経済環境のもとで、こうした外国企業に対す る課税のあり方、これはお話もありましたが、OECD等の国際機関において も議論をされております。

ともかく、外国企業に対する適正な課税を図っていきたいと思っておりますが、その中でも、途上国など幅広く海外で活動する我が国の企業も実はあるわけでありまして、そうしたものが外国において同様の課税を受けるということが望ましいのかどうかという点等々、いろいろな面を勘案しながら検討を進めていきたいということでございます。

○桜内委員 電子商取引の世界というのは、本当に毎年毎年爆発的に売り上げ が増加している領域ですので、難しいから難しいなと言っているだけじゃなく て、しっかりと具体的に、これからそういったグローバル化した、それからネット社会における税制のあり方というものをぜひ検討していただきたいと思いますし、そういった議論は、こういった国会の場でも議論をさせていただきたいというふうに思っております。

これと関連して、この間の本会議でも一言指摘いたしましたけれども、例えばアマゾンという会社がインターネット通販で随分売り上げを上げております。これも日本国内の当局、これは国税庁も含めですけれども、売り上げが幾らか全然把握できていなかったらしいんですけれども、アメリカの証券取引委員会に対してアマゾンから報告がなされた。どういった報告なのか、ちょっと私もよく、現物を見たわけじゃないんですけれども、朝日新聞の報道によれば、日本での売り上げが年間七千三百億円だと報じられております。

通常、外国企業が日本国内で事業を行った場合、恒久的施設があればの話ですけれども、アマゾンの場合はないんですけれども、事業所得課税が行われまして、それは大体、法人税見合いの額になります。ところが、アマゾンの場合、実際に本とかを配送していますので、大きな倉庫を建設したりですとか、実際に運送会社と契約してなんでしょうけれども、日本郵政ですとかも含めて、そういったところとの契約でもって、日本では恒久的施設がないということを言いわけとして、事業所得課税もなされていないというふうに聞きます。これは大変大きな問題だと思います。我が国国内でそれだけの売り上げを上げておきながら、事業所得課税が全く行われていない。

これこそ、取引高税ですとか、法人税見合いの外形標準課税なり導入すべき じゃないかなというふうに私自身は思いますけれども、これに対してどう対処 するか、具体案は別として、どのように財務省としてお考えなのか、お考えを お聞かせください。これで最後の質問とします。

〇山口副大臣 先ほども若干関係あるようなお話を申し上げましたけれども、確かにそういった状況というのは大いに検討を要するといいますか、考慮に値するというふうに思いますが、一般論として、やはり新税ということになりますと、合理的な課税根拠があるか、経済にどのような影響を与えるか、公平で効率的な課税が可能か、あるいは既存の税制との関係等々、幅広い検討が必要になってこようかと思いますし、先ほど申し上げました、我が国の企業もやはりそのような活動を外国でしようというところもあるわけでありますので、そ

こら辺を総合的に考えて検討していきたいと思います。

(中略)

○小池(政)委員 法人税等、民間の税金の低減を少し今抑える一方で、やは り今おっしゃったような政府系機関、本来であれば黒字であって払える体力が あるもの、そういうところから、ぜひまずは税金を取るべきではないかという ことを考えております。

その一つに、独立行政法人が確かに税の優遇の対象でありますけれども、例えば、独立行政法人日本原子力研究開発機構というものがありまして、平成二十三年度の決算の財務諸表を見ますと、経常利益で一千七百億黒字を出しているというような機関もあるんですけれども、こういう独法に対してもこれまでと同じような形で税の優遇措置をなされるんでしょうか。

〇山口副大臣 お話しの件でありますが、さっきも大臣が御答弁申し上げましたように、やはり公共性とかいろいろな面を考慮して判断をしていくということでありますので、今御指摘をいただきました、そういった面も踏まえて、今後も検討していくということになろうかと思います。

(中略)

〇鈴木(克)委員 寄附税制、それから特定支出控除、交際費課税、そして贈与税等々、いわゆる検討規定というのが三党協議の中で進められたというふうに思っております。

ところが、一月二十四日に与党の税制改正大綱が決定をされ、一月二十九日にこの税制改正の大綱が閣議決定をされた。その後のタイミングで、二月二十二日に、その法律案の中に先ほど言った寄附金税制とかそういった検討規定が追加をされたということについて、私は、極めてこれは異例だなというふうに実は見ておるわけですが、そういうふうになった経緯と、それから、なぜこの四項目の検討事項ということになったのか、そのところをちょっとお示しいただきたいと思います。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

検討条項につきましては、政府・与党として二十五年度税制改正の実態的な 内容を決定した後に、さらに、自民、公明、民主の三党によって協議が行われ ました。

その中で、今御指摘の、特に寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税の四項目について、附則に検討条項を設けること、これらの規定を盛り込むことによって、法案の審議、成立については、国会において十分な審議時間の確保及び国民生活等に影響を及ぼさないために年度内成立が必要であることを確認して、そのために誠実に対処することというふうなことが合意をされたわけでございまして、政府としても、この三党の協議結果を尊重して、税制改正法案の附則に盛り込むということを決定いたしました。

この四項目ということに関しては、当然、三党でさらに継続をして協議をするということであろうと思います。